

## 愛知県立大学技能審査・検定試験等の合格等に係る単位認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第37条、第38条第2項及び第49条第3項の文部科学大臣が定める学修のうち、平成3年文部省告示第68号第8号の技能審査の合格に係るもの並びに第9号のトフル（TOEFL）及びトイック（TOEIC）又は同号に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査（以下「検定試験等」という。）における成果に係るものの本学における取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の認定)

第2条 技能審査の合格及び検定試験等における成果（以下「技能審査・検定試験等の合格等」という。）に係る学修で別表に掲げるものについては、同表に定める授業科目を履修したものとみなして、単位の修得を認定することができる。この場合において、認定することができる単位数の限度は、同表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる学修で、技能審査・検定試験等の合格等の日以後の期間が同表に定める有効期限を超えたものについては、単位の修得を認定することができない。ただし、留学等やむを得ない理由により当該期限を超えたものについては、この限りでない。

(単位認定の申請等)

第3条 技能審査・検定試験等の合格等に係る学修について、単位修得の認定（以下「単位認定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、技能審査・検定試験等の合格等に係る単位認定申請書（別紙様式）に当該合格等を証する書類の写しを添えて、教養教育センター長を経由して所属する学部の長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、各学期の授業開始の日から、1週間以内に行わなければならない。ただし、申請者が、4年生の場合で当該申請に係る学修が卒業に必要な単位に係るものであるとき、又は事故、病気等やむを得ない理由により当該期間内に申請することができない場合にあつては、この限りでない。

3 教養教育センター長は、第1項の規定による申請がなされたときは、当該申請に係る書類を、速やかに、申請者の所属する学部の長に送付しなければならない。この場合において、教養教育センター長は、単位認定に関し、意見を述べるものとする。

(単位認定)

第4条 第2条第1項の規定による単位認定（単位数の認定を含む。）は、学部長が行うものとする。この場合において、第2条第2項ただし書及び前条第2項ただし書に該当するときは、教授会の議を経なければならない。

(結果の通知)

第5条 学部長は、前条の規定により単位認定をしたときは、教養教育センター長を経由して、その結果を申請者に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

技能審査・検定試験等の合格等に係る単位認定規程 別表

区分	技能審査・検定試験等の種類		合格等	授業科目	単位数の 認定限度	
			(得点)			
英語	実用英語技能検定 ((公財)日本英語検定協会)	準1級	合格	英語 I	4	
		1級	合格	英語 I、II または Intercultural Seminars in English (英語セミナー)	6	
	TOEFL (ETS Japan 合同会社/TOEFL®テ スト日本事務局)	iBT	80点~99点	合格	英語 I	4
			100点以上	合格	英語 I、II または Intercultural Seminars in English (英語セミナー)	6
	TOEIC Listening & Reading Test (公開テストに限る。) ((一財)国際ビジネスコミュニケーション協 会)		730点~874点	合格	英語 I	4
			875点以上	合格	英語 I、II または Intercultural Seminars in English (英語セミナー)	6
	国際連合公用語英語検定試験 ((公財)日本国際連合協会)	A級、特A級	合格	英語 I、II または Intercultural Seminars in English (英語セミナー)	6	
	IELTS ((公財)日本英語検定協会)/ブリテイッ シュ・カウンシル/IDP: IELTS オーストラ リア/ケンブリッジ大学英語検定機構)		6.0	合格	英語 I	4
6.5以上			合格	英語 I、II または Intercultural Seminars in English (英語セミナー)	6	
ケンブリッジ大学英語検定 (Cambridge Assessment English)		CAE:合格 又は CPE:合格	英語 I、II または Intercultural Seminars in English (英語セミナー)	6		
ポルトガル語	CAPLE (外国語としてのポルトガ ル語検定試験) (京都ポルトガル語検定センター)	CIPLE	合格	ポルトガル語 I	4	
		DEPLE 以上	合格	ポルトガル語 I、II	8	
フランス語	実用フランス語技能検定((公 財)フランス語教育振興協会)	4級	合格	フランス語 I	2	
		3級以上	合格	フランス語 I	4	
スペイン語	スペイン語技能検定 ((公財)日本スペイン協会)	5級	合格	スペイン語 I	4	
		4級以上	合格	スペイン語 I、II	8	
	DELE (Diplomas de Español como Lengua Extranjera) (インスティトゥート・セルバ ンテス東京/ Instituto Cervantes)	A2	合格	スペイン語 I	4	
		B1 以上	合格	スペイン語 I、II	8	
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 ((公財)ドイツ語学文学振興会)	4級	合格	ドイツ語 I	4	
		3級以上	合格	ドイツ語 II	4	
中国語	中国語検定試験 (一財)日本中国語検定協会)	4級	合格	中国語 I	4	
		3級以上	合格	中国語 I、II	8	
		2級以上	合格	跨文化汉语研讨班(中国語セミナー)	2	
	漢語水平考試 (HSK) (HSK 日本実施委員会/中国政府 教育部 孔子学院总部/国家汉办)	3級	合格	中国語 I	4	
		4級以上	合格	中国語 I、II	8	
5級以上	合格	跨文化汉语研讨班(中国語セミナー)	2			
ロシア語	ロシア語能力検定 (ロシア語能力検定委員会)	4級	合格	ロシア語 I	4	
		3級	合格	ロシア語 II	4	

(注意)

各試験の有効期間は、最終取得日より **2年**とする。この期間は、本学において定めたものであり、各試験が定める有効期間ではない。

単位が認定されても、当該科目について S, A, B, C のような成績評価は行われない。

外国語学部学生は、専攻の外国語以外の単位を認定する。

なお、本規定については最新の情報に準拠すること。

詳細は学務課に問い合わせること。